

5 事業所指定ごみ袋料金改定の経緯について

可燃ごみ等 1 kg 当たりの①処理経費、②袋製造原価、③袋販売委託料を算定し、①から③の合計額と現行(改定前)のごみ袋料金に大きな乖離があります。

また、平成 11 年 11 月に事業所指定ごみ袋を導入して以来、消費税増税を除き、実質的な料金見直しを行っておらず、近隣自治体に比べても非常に安価となっています。

このため、糸島市廃棄物審議会に諮問し、①ごみ処理原価とのかい離、②近隣自治体との料金比較等審議され、改定料金が妥当であるとの答申を受け、市において、応益応分の負担をしていただく必要があることから、令和元年 6 月議会で、料金改定に係る条例改正が承認されました。

6 事業所ごみ処理手数料について

事業者の皆様が支払われている「ごみ処理料金」は、「収集運搬料金」(許可業者がごみを運ぶための料金：許可業者へ支払う)と「ごみ処理手数料」(市がごみを処理するための料金：ごみ袋料金として市へ支払う)の合計となっています。

今回の料金改定は、市がごみを処理するための「ごみ処理手数料」です。



事業所から出るごみを
家庭用ごみ袋で出すこと
はできません

市が収集するのは、家庭から出されたごみだけです。事業活動に伴って出たごみは、多少に関わらず事業者の責任で適正に処理してください。



ごみの不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに投棄すると、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下(法人の場合は 3 億円以下)の罰金又は併科されます。

糸島市では、事業所のごみ減量とリサイクル推進のため、糸島市再生事業協同組合と連携し、「事業所紙資源回収事業」に取り組んでいます。

紙を可燃ごみとして排出されている事業者の皆様、是非、この機会に紙をリサイクルする取組を始めてみませんか。詳しくは、糸島市役所生活環境課へお問い合わせください。

糸島市役所 生活環境課ごみ減量推進係 TEL 092-332-2068 FAX 092-321-1139

排出事業者の皆様へ 糸島市からのお知らせです

令和元年(2019年)
10月1日(火)
収集分から

事業所用指定ごみ袋の料金(一般廃棄物
処理手数料)を改定します。

市では、事業活動で排出されるごみの処分に要する経費について、一般廃棄物処理手数料(ごみ袋料金)を事業所(者)の皆様に負担していただいています。

この一般廃棄物処理手数料について、ごみの処理に要する経費とのかい離を是正し、受益者負担の適正化を図るとともに、消費税の増税分と併せて、令和元年(2019年)10月1日(火)収集分から改定します。

事業所用指定ごみ袋の料金改定についてご理解とご協力をお願いします。

事業所用指定ごみ袋の改定内容

指定袋の種類	【改定後】 ごみ袋料金(総額)	【改定前】 ごみ袋料金(総額)	参考(値上げ額)
可燃専用袋(大) 約 100ℓ	10 枚入 935 円	10 枚入 162 円	10 枚入 773 円
可燃専用袋(小) 約 55ℓ(新設)	10 枚入 517 円	—	—
リサイクル袋 約 55ℓ	10 枚入 660 円	10 枚入 140 円	10 枚入 520 円
その他不燃袋 約 55ℓ	10 枚入 770 円	10 枚入 162 円	10 枚入 608 円

※料金の見直しに併せ、現行の黒文字を青文字に変更し、可燃袋の(小)を新設します。

変更前(現行)の事業所用指定ごみ袋は、10月1日(火)以降、「差額シール」を貼り付けていただかないと収集できません。
「差額シール」は、収集運搬業者が販売する予定です。
差額シール販売開始：9月上旬予定

【差額シールの種類・料金】

指定袋の種類	シール料金(総額)
可燃専用袋(大)	1 枚 77 円
リサイクル袋	1 枚 51 円
その他不燃袋	1 枚 60 円

現行(変更前)のごみ袋の使用期限は、9月30日(月)までです。
買い過ぎないようにしてください。
(返品・交換はできません)

【お問い合わせ先】 糸島市 市民部 生活環境課 ごみ減量推進係
TEL: 092-332-2068 FAX: 092-321-1139
E-mail: seikatsukankyo@city.itoshima.lg.jp

なぜ、ごみ袋料金の値上げが必要か？

1 事業ごみの処分に係る基本的事項として、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）で（事業者の責務）が規定されており、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」となっています。

2 糸島市の事業系ごみの処理状況（平成29年度実績）

- (1) 事業系ごみ処理経費 1億5,642万円 ※事業系分のごみ処理費・ごみ袋製造・販売委託料
 (2) 事業系ごみ袋手数料収入 1,912万円 ※処理経費に占める手数料収入の割合12.2%
 (3) 処理経費1億5,642万円－手数料収入1,912万円＝1億3,730万円

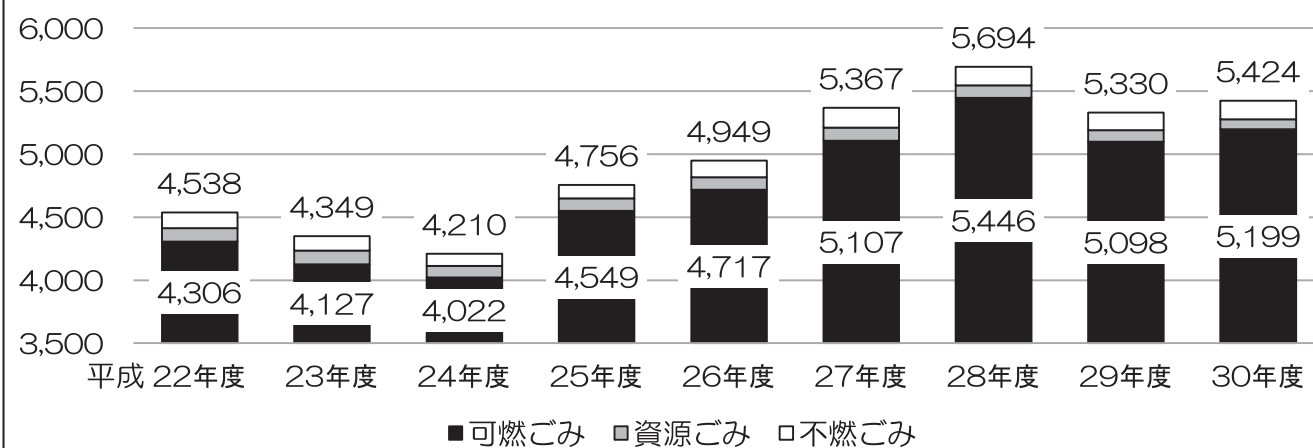
差引1億3,730万円は、市の税金でまかなわれています。このことは、ごみを出す量にほとんど関係なく、一律に税金でごみ処理経費を負担している状態となっており、ごみを多く出す事業者とごみ減量に取り組んでいる事業者が不公平な負担になっています。

今回のごみ袋料金の値上げは、直近のごみ処理経費からごみ袋の料金を算定し、受益と負担の適正化を図るため、現行の手数料を見直すものです。

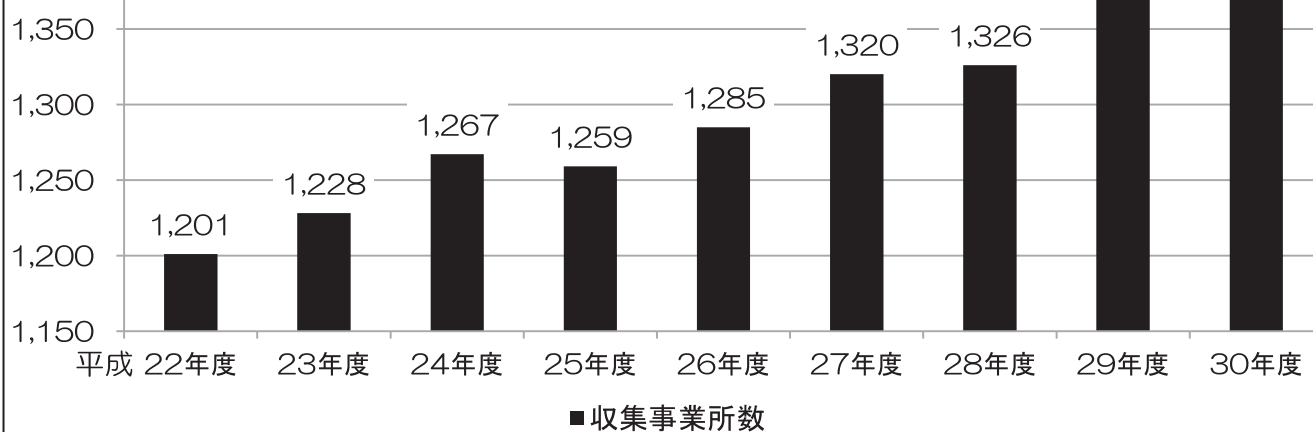
3 事業系ごみ量、収集事業所の増加

糸島市発足当時の平成22年度と比べ、30年度は事業系ごみの合計で19.5%増加、可燃ごみは、20.7%増加しています。また、収集事業所数も15.9%増加しています。

収集運搬業者搬入 事業系ごみの推移（単位：トン）



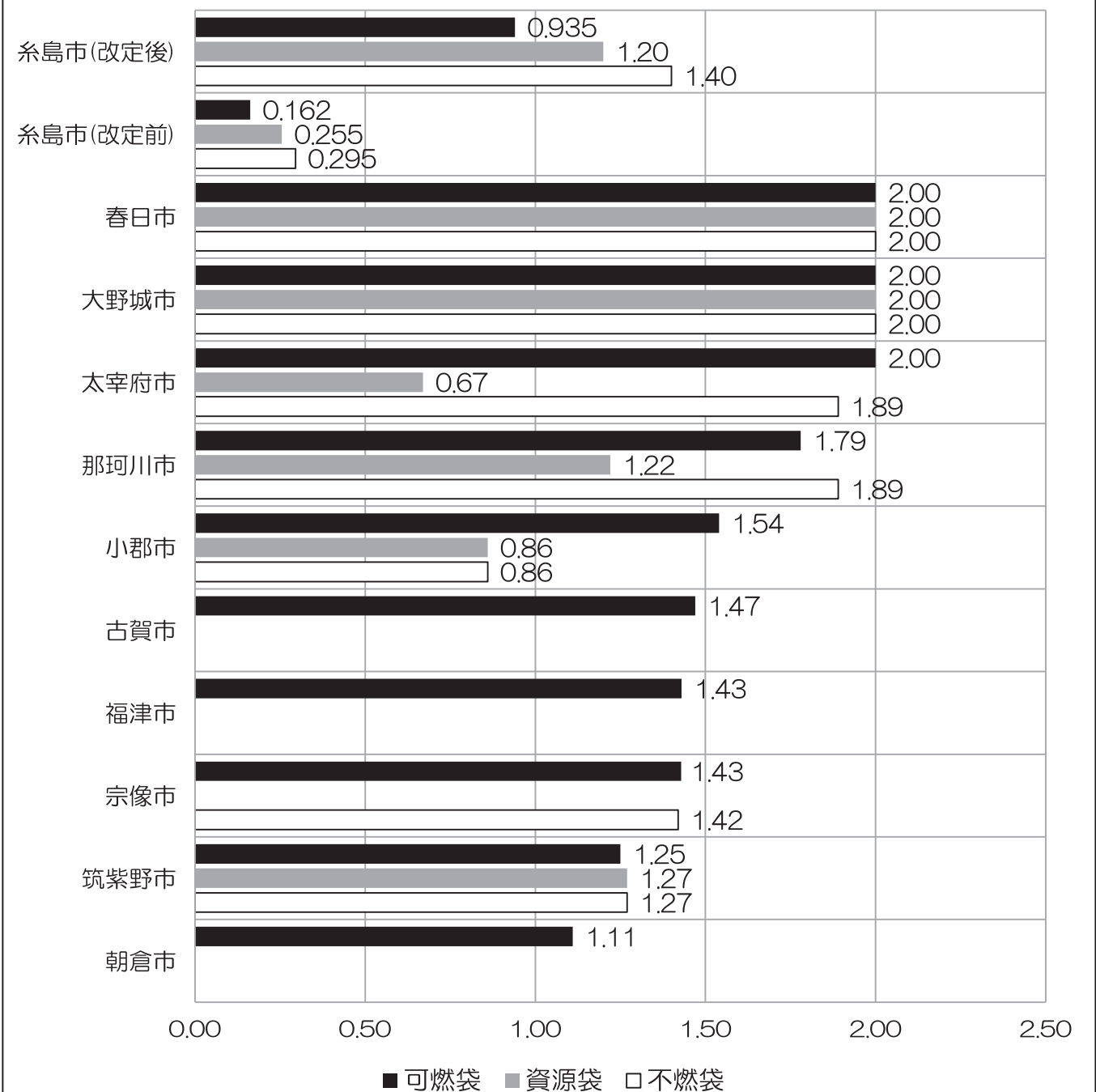
収集事業所数の推移



4 近隣自治体との比較

糸島市の事業所用指定ごみ袋の料金は、平成11年11月導入以来消費税の改定を除き、実質見直しを行っておらず、近隣自治体と比べて非常に安価となっています。

近隣自治体との事業系ごみ袋単価の比較
 事業系ごみ袋1リットル当たり単価（円／1ℓ） 平成31年4月現在



※福岡市の処分費は1kgまでごとに14円となっています。

※可燃袋は(大)で算出しています。

※グラフがない自治体は、事業所用指定資源袋・不燃袋がありません。